

第1回堺市上下水道局発注の管布設工事埋戻し工に関する検証委員会 (議事概要)

- 1 **開催日** 平成30年5月7日(月) 午後2時00分から午後3時30分
- 2 **場所** 堺市上下水道局本庁舎4階 研修室
- 3 **出席者** ○委員(敬称略 順不同)
中村 秀人
江副 哲
中野 佳子
○堺市
上下水道事業管理者 出耒 明彦
上下水道局次長兼経営企画室長 向井 一裕 他16名
○その他 一般傍聴者11名、報道関係者 9社

4 議事概要

- 議事(1) 上下水道事業管理者挨拶(別紙1)
- 議事(2) 委員等紹介
- 議事(3) 配布資料確認
- 議事(4) 座長の選任
中村委員を座長に決定

5 議題概要

- 議題(1) 職務代理者の指名
中村座長より江副委員を指名
- 議題(2) 「堺市上下水道局発注の管布設工事埋戻し工に関する中間報告」庶務説明

目次2. 堺市の対応経緯

(中野委員) 伝票偽造発覚の具体的な経緯について教えてほしい。

(堺市) 本市では、工事しゅん工の際、受注者に対して改良土メーカー(以下「メーカー」という。)から発行された改良土の納品伝票及び建設発生土の受入伝票の提出を求めており、大阪市での不正事案を受けて、過去の伝票を調査した結果、同一の工事内において、同じ伝票番号が記載された伝票が存在することが判明した。このことから、メーカーに問い合わせたところ、メーカー側において発行した事実がないことが判明したものである。

(中野委員) 普段から伝票番号は確認していなかったのか。

(堺市) 日付や数量は確認していたが、伝票番号は確認していなかった。

(中野委員) 建設発生土の受入伝票と改良土の納品伝票の記載内容は同じになるのか。

(堺市) 数量に若干の誤差が生じるものの、建設発生土をプラントに搬入し、すでに

製造された改良土を搬出することになることから基本的に同じである。

(中野委員) では、いずれの伝票も偽造されたのか。

(堺 市) そのとおりである。実際にメーカーが使用している伝票であるとともに、双方の伝票の数量も整合性が取れているなど、非常に精巧に偽造されており、見た目では判断がつかなかったものである。

(江副委員) どうすれば防止できたと考えるか。

(堺 市) 工期中に伝票番号も含めて、適宜伝票を確認していれば防げたと考える。

目次3. 改良土について(2) 改良土の使用状況(イメージ図)

(江副委員) 実際に埋戻しに使用される改良土の品質、性能確認の方法は。

(堺 市) 工事現場において改良土か良質な建設発生土かを見極めることは困難である。したがって、工事着工前に受注者から使用するメーカーの品質証明書を提出させ、それをもって確認することとしている。

(中村座長) 特記仕様書には、改良土の利用計画を施工計画書に明記することとなっているが受注者から提出された施工計画書には記載されているか。

(堺 市) 記載されています。

(江副委員) 工事現場に搬入された改良土がメーカーから出荷されたものであるという確認はできていないのか。

(堺 市) 搬入された改良土に粘土質の土やコンクリートがら等が含まれていないかを目視で確認していた。

目次6 伝票偽造への対応(1) 調査結果を受けての初期対応

(江副委員) へこみ、亀裂等の変状が無いことを確認したのか。

(堺 市) そのとおりである。

目次6 伝票偽造への対応(履行確認調査及び対応フロー)

(江副委員) メーカーの改良土出荷証明等が提出できない場合に行う破壊検査の結果、品質に適合した場合においても、差額を損害賠償請求するのか。

(堺 市) 建設発生土を流用して埋め戻したものと判断し、改良土との差額を損害賠償請求する方針である。

(中村座長) 破壊検査で採取する土の量は。

(堺 市) 100程度である。

(江副委員) 交通規制にかかる費用等、破壊検査にかかるすべての費用を受注者に負担させるのか。

(堺 市) そのとおりです。

(江副委員) 法的にもそうあるべきである。

目次7 今後の対応

- (中野委員) 平成29年度にメーカーA社が関わった工事が15件、メーカーB社が関わった工事が5件の計20件あり、そのうちA社では15件すべてで、B社では1件で偽造が発覚している。過去5年間にA社またはB社が関わった工事が計81件あるようだが、A社とB社の割合は。
- (堺市) 平成29年度と同程度です。
- (中野委員) 受注者はどのようにメーカーを選択するのか。
- (堺市) 本市に対して見積書や品質証明書の提出があったメーカーを特記仕様書に記載しており、受注者がその中から任意に選択するものである。
- (中村座長) 5年間遡って調査する理由は。
- (堺市) 工事関係書類の文書保存期間が水道工事では10年、下水道工事では5年と定められており、まずは5年間遡り調査するものである。

目次8 再発防止策(1) 課題と改善策

- (中村座長) 施工管理における受注者の改善策として、グループ企業間による改良土の共有について記載されているが、具体的にどのような管理を求めるのか。
- (堺市) グループ企業間において改良土の仮置場を共有する場合には、工事現場ごとに改良土を積み分けていただく。積み分けできない場合には、搬出入数量等を適正に管理いただく。

目次8 再発防止策(2) 再発防止策の整理

- (中村座長) メーカーから改良土のサンプルを入手し、現場パトロールの際に比較することだが、目視で判別可能なのか。受注者への抑止力には有効かもしれないが、監督員の負担だけが増えるのであれば、再考すべきである。
- (堺市) 再度検討したい。
- (江副委員) 必要により運搬車両を追跡調査とあるが具体的な頻度は。
- (堺市) 1工事1回程度と考えている。
- (江副委員) 中村座長の指摘同様、不要な作業は省くべきである。例えば、提出書類等に疑義が生じた場合に限定するなど、実施基準を明確にすべきである。
- (堺市) 再度検討したい。
- (中野委員) 写真は受注者が撮影したものを確認するのか。
- (堺市) そのとおりである。
- (中野委員) 受注者が都合の良い写真を提出する可能性もあるので、それを確認するだけでは業務が煩雑になるだけで効果がないのではないか。
- (堺市) これまで、工事中間時点において写真の提出を求めていなかったことから、抑止力になると考える。

(中野委員) 今回は同一の伝票番号が存在することから偽造が発覚したが、伝票番号を変えられていた場合、発覚しなかった可能性もある。いずれの不正ケースにおいても構図は至って単純であり、直接目に見える形で不正が行われていることから、そのような視点から再発防止策を検討することでより実効性のあるものになるのではないかと。

(江副委員) 伝票偽造ばかり注目されているが、市として最も重要なことは、適正な品質の土が埋め戻されているかどうかである。そういった点を鑑みると、しゅん工後に土を採取し土質試験を行うことも検討してみてもどうか。もちろん、適正に工事されている業者が大半をしめる中での妥当性や費用等の問題を解消する必要がある。

議題(3) まとめ

(堺市) 本市では、震災に強い水道を目指して配水管の耐震化を進めていることから、早期に工事発注を再開し、さらに耐震化を推進したい。本日、各委員の皆さまにいただいたご意見をもとに、早急に再発防止策の見直しを図り、発注者と受注者が対等な信頼関係のもと適正な履行を確保できる再発防止策を確立し、6月の発注再開を進めたい。なお、今後、過去5年間の調査を進める中で、発注を再開した工事に調査対象業者が含まれる場合は、誓約書等により対応したい。

(中村座長) 事業の遅延等の問題を鑑み、各委員から受けた意見を踏まえて一部見直しを図ったうえで、6月の発注再開を進めていただきたい。なお、再発防止策については、今後も必要があれば本委員会で議論したい。